

第1回 入札説明書の質問に対する回答書

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問内容	回答
1	入札説明書 P1	1				入札説明書等の位置 づけ	落札者決定後、各契約書(案)の詳細な内容を発注者と受注者で協議し、必要に応じて当該契約書(案)を修正の上、契約書を締結するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、契約書の修正については、原則、提案後でなければ判明しない部分(企業名や契約金額に関する部分等)に限ります。
2	入札説明書 P2	2	2.2	2.2.2		事業方式	「既施設の運転維持管理については仕様発注とするが提案も認めるものとする」とありますが、受託者の提案により発注仕様書記載の作業を見込まなかった場合、要求水準の未達として失格にならないとの理解でよろしいでしょうか。 またその発注仕様書記載の作業を見込まなかった場合、その費用について受託後に減額されることはないとの理解でよろしいでしょうか。	発注仕様書に記載している作業を見込まなかった時点で、発注仕様書の未達となり失格となります。
3	入札説明書 P2	2	2.2	2.2.8	表2-1	事業スケジュール	設備台帳システムの構築期間として令和4年4月～令和6年3月とありますが、新第一浄水場は建設期間中であり、システム構築が困難であるため対象外であり、新第一浄水場のシステム構築については建設完了の令和9年3月までに構築するとの理解でよろしいでしょうか。 また、稼働時期(維持管理開始時期)についてご教示ください。	前段はご理解のとおりです。 稼働時期については、令和6年4月から予定しています。
4	入札説明書 P4	3	3.2	3.2.1	(3)	入札参加者の構成等	入札参加者は、入札参加表明書の提出時に……各構成企業の業務内容等の分担に関する協定を締結していることとありますが、役割分担が明確になっておれば、任意の様式でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	入札説明書 P4	3	3.2	3.2.1	(3)	入札参加者の構成等	図3-1に協力企業の記載がございますが、グループを構成する企業に協力企業は含まれないため、入札参加表明書等に記載する構成企業に協力企業は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。 協力企業の記載が必要な場合、入札参加申請後の協力企業の追加・変更はお認めいただけますでしょうか。	ご理解のとおりです。 入札参加表明書等に協力企業を記載する必要はありません。

第1回 入札説明書の質問に対する回答書

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問内容	回答
6	入札説明書 P5	3	3.2	3.2.2	(1)①	共通の入札参加資格要件	①は「入札参加表明書の提出期限日において、」となっておりますので、当該提出期限日に入札参加停止措置等を受けた場合は入札参加資格の喪失には該当しないと理解してよろしいでしょうか。	入札参加表明書の提出期限日に入札参加資格要件を満たさないこととなった場合における取り扱いは、入札説明書「3. 2. 3 入札参加者が入札参加資格を喪失した場合の取扱い」によるものとします。
7	入札説明書 P5	3	3.2	3.2.2	(1)④	共通の入札参加資格要件	④の「営業停止中」が、建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止の処分を受け、当該営業停止の期間にあることを指し、当該営業停止の処分が民間工事に関するものに限定されている場合は、入札参加資格要件の欠格には当たらないという理解でよろしいでしょうか。	建設業法上、本事業が履行可能であれば、ご理解のとおりです。 また、入札説明書「3. 2. 2 (1) ④」を以下のとおり修正します。 「④ 入札参加表明書の提出期限日において、前各号に掲げるもののほか、①の措置事由に該当し、入札に参加させることが適当でないと認められる者でないこと。」 修正後の入札説明書をホームページに掲載します。
8	入札説明書 P5	3	3.2	3.2.2	(1)④	共通の入札参加資格要件	④は「入札参加表明書の提出期限日において、」となっておりますので、当該提出期限日に入札参加停止中となった場合は入札参加資格の喪失には該当しないと理解してよろしいでしょうか。	No.7の回答をご参照ください。
9	入札説明書 P7	3	3.2	3.2.2	(2)③(ア)	運転維持管理に関する要件	SPCそのものが「第1号警備業務」の認定を受ける必要が無いものと考えてよろしいでしょうか。	SPCを設立する場合は、SPCが第1号警備業務の認定を受けている必要があります。
10	入札説明書 P7	3	3.2	3.2.2	(2)③(ア)	運転維持管理に関する要件	上記質問が不可である場合（SPC本体が「第1号警備業務」の認定を受ける必要がある場合）において、事業契約締結時には構成企業もしくは協力企業の1社が「第1号警備業務」の認定を受けており、運転維持管理が開始される令和8年度までにSPC本体が「第1号警備業務」を取得することで問題無いとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

第1回 入札説明書の質問に対する回答書

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問内容	回答
11	入札説明書 P7	3	3.2	3.2.2	(2)③(ア)	運転維持管理に関する要件	「(ア)運転維持管理企業は～(中略)～複数企業の場合は、少なくとも1社がその要件を満たすこと。(C)都道府県公安委員会より、警備業の「1号警備業務」の認定を受けていること。」とありますが、SPC設立の場合において、「1号警備業務」の認定を受けている会社は、協力企業としても問題無いとの理解でよろしいでしょうか。	運営業務受注者であるSPC(契約の当事者)は、第1号警備業務の認定を受けている必要があります。SPCから協力企業に警備業務の全部又は一部を請け負わせる場合は、当該協力企業についても第1号警備業務の認定を受けている必要があります。
12	入札説明書 P7	3	3.2	3.2.2	(2)③(イ)	入札参加資格要件	業務責任者、主任技術者の人的条件を順守した上で、人員を交代することは可能と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、交代するにあたり、本市の承諾が必要です。
13	入札説明書 P7	3	3.2	3.2.2	(2)③(イ)	入札参加資格要件	業務責任者、主任技術者は直接雇用が求められています。直接雇用求められる期間はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。雇用期間の要件はありません。
14	入札説明書 P8	3	3.2	3.2.4	(1)	事業に係る事業費等	「本事業の事業費の予定価格を設定する」とありますが、この予定価格とは設計・建設工事費、浄水施設運転維持管理費のそれぞれに設定されているわけではなく、設計・建設工事費と浄水施設運転維持管理費の合計額(事業費)に対して設定されているとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	入札説明書 P9	4	4.1	表4-1		事業契約の締結	本表では令和3年度中とあり、表2-1では令和4年3月予定となっておりますが、3月より早まることあり得るということでしょうか。	ご理解のとおりです。
16	入札説明書 P9	4	4.2	4.2.1		入札説明書等の公表	入札説明書関連資料閲覧にて提示いただいた資料が、本事業に係る図面の全てとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

第1回 入札説明書の質問に対する回答書

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問内容	回答
17	入札説明書 P10	4	4.2	4.2.4		入札参加表明書等の 受付	入札参加表明書等、入札書及び基本契約書等に記載する「称号又は名称」「所在地」「代表者名」「押印」について、契約者及び契約部署は事業者の任意との理解でよろしいでしょうか。例えば、協定書等については、受任者でなく、本社印を使用するケースがあるためです。	入札参加表明書等、入札書及び基本契約書等については、本市に登録している名称等及び届出印です。 なお、共同企業体協定書等、事業者間においては任意で結構です。
18	入札説明書 P18	5	5.8	5.8.2		運転 維持管理 業務 をSPCとして行う場合	「落札者(グループの構成企業全員)は、SPCに対し出資を行うこととし、」とありますが、SPCには工事企業・設計企業も出資しなければいけないということでしょうか。	SPCを構成する運転維持管理グループ構成企業全員が出資するものとします。
19	入札説明書 P18	5	5.8	5.8.2		運転維持管理業務を SPCとして行う場合	「落札者(グループの構成企業全員)は、SPCに対して出資を行うこととし、」とありますが、運転維持管理業務をJVとして行う場合は、落札者(グループの構成企業全員)で組成する必要は無いとの理解でよろしいでしょうか。例えば、建設工事のみで、維持管理を担当しない企業は、運転維持管理JVに含まないとの理解でよろしいでしょうか。  一方で、運転維持管理JVを担当しない企業は、SPCに対しての出資を免除いただくことは可能でしょうか。	前段はご理解のとおりです。 後段はSPCを構成する運転維持管理グループ構成企業全員が出資するものとします。
20	入札説明書 P18	5	5.8	5.8.2		運転維持管理業務を SPCとして行う場合	事業契約の締結前にSPCを設立するとのことですが、既施設の運転維持管理期間まで4年間ほど期間があるため、運転維持管理期間前までに設立することをお認めいただけますでしょうか。	運転維持管理企業による委託契約を締結した上で、その後、運転維持管理開始前までにSPCの設立を行うこととします。
21	入札説明書 P18	5	5.8	5.8.2	(3)	運転維持管理業務を SPCとして行う場合	基本契約書(案)第13条の規定は、SPC設立以降に適用するものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

第1回 入札説明書の質問に対する回答書

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問内容	回答
22	入札説明書 P18	5	5.8	5.8.2	(3)	運転維持管理業務を SPCとして行う場合	「…。また、SPCは、SPCの株主の経営状況及び会社法上要求される計算書類並びに事業報告及び付属明細書に加え、キャッシュ・フロー計算書を毎事業年度終了後3ヶ月以内に市に提出する。」とあります。一方、基本契約書(案)第13条では「運転業務受注者(SPCである場合に限る)は、本事業が終了するまでの間、経営の健全性及び透明性を確保するために、各事業年度最終日より3ヶ月以内に、会社法(平成17年法律第86号)第435条第2項に定義する計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書(SPCが会計監査人設置会社であるか否かを問わず、公認会計士又は監査法人による監査済みのものに限る。)を発注者に提出しなければならない。」とあります。 双方の規定は同じ目的と理解しておりますが、キャッシュ・フロー計算書は不要との理解でよろしいでしょうか。	キャッシュフロー計算書を提出してください。
23	入札説明書 P18	5	5.8	5.8.3		契約を締結しない場合	入札書類の提出期限日から契約締結日までの約1年間に亘り、違約金リスクを負うことは、民間企業にとって非常に過大でありますので、違約金の支払い義務を免除していただけないでしょうか。	入札説明書のとおりとします。
24	入札説明書 P18	5	5.8	5.8.3		契約を締結しない場合	契約を締結しない場合の要件には、構成企業が十分な注意を払っても防ぎ切れない事象(労災事故等による指名停止等)も含まれていることから、違約金の支払い義務を免除していただけないでしょうか。	入札説明書のとおりとします。
25	入札説明書 P18	5	5.8	5.8.3		契約を締結しない場合	①の「枚方市入札参加停止、指名停止等の措置に関する要綱」の別表12建設業法違反には、「有資格者が建設業法第28条第3項の規定により営業停止を命じられたとき」が含まれておりますが、営業停止理由と同一事案で既に指名停止措置を受けている場合は、新たな指名停止措置の対象とはならないものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、枚方市入札参加停止、指名停止等の措置に関する要綱上、1の事案について停止事由の2以上に該当する場合における停止措置期間は、該当する停止措置期間のうち、最も長い期間とします。

第1回 入札説明書の質問に対する回答書

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問内容	回答
26	入札説明書 P19	5	5.8	5.8.3		契約を締結しない場合	本事業は公共工事でありますので、③の「営業停止の処分」が民間工事に関するものに限定されている場合は、契約を締結しない場合には該当しないという理解でよろしいでしょうか。	建設業法上、本事業が履行可能であれば、ご理解のとおりです。 また、入札説明書「5. 8. 3 ③」を以下のとおり訂正します。 「③ 前各号に掲げることのほか、①の措置事由に該当し、入札に参加させることが適当でない認められる者でないこと。」 訂正後の入札説明書をホームページに掲載します。
27	入札説明書 P18	5	5.8	5.8.3		契約を締結しない場合	構成企業の1社が契約を締結しない場合に該当した場合、違約金は該当した1社が全額を負担することになるのでしょうか。	本市が違約金を請求する場合は、入札手続きの窓口である代表企業に対して違約金を請求することになります。
28	入札説明書 P18	5	5.8	5.8.3		契約書を締結しない場合	「入札書類の提出期限日から契約締結日までの期間において、落札(候補者)者(以下略)」とありますが、「落札者決定基準 P.2 第3章 落札者決定の手順」では総合評価の算出又は入札価格調査の後に落札者候補者が選定されております。 落札候補者となるタイミングは総合評価の算出又は入札価格調査の後との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
29	入札説明書 P19	5	5.8	5.8.5		契約保証金	「設計及び建設工事」と「運転維持管理業務」の各々で求められる「契約の保証」について、同一の保証機関で付すことが可能となるよう、浄水施設運転維持管理業務等委託契約書(案)の第10条第1項第3号の記述を、設計及び建設工事請負契約書(案)の第4条第1項第3号と同様の記述とする修正は可能でしょうか？	可能です。 修正後の委託契約書(案)をホームページに掲載します。
30	入札説明書 P19	5	5.8	5.8.5		契約保証金	事業期間が長期に渡る運転維持管理業務委託で求められる「契約の保証」については、複数年(ないしは年度毎)での更新とすることは可能でしょうか？	単年度又は複数年を可としますが、保険期間の満了日から起算して7日前までに、新たな保険に加入することとします。なお、その後の残余期間についても同様とします。

第1回 業務要求水準書の質問に対する回答書

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問内容	回答
31	要求水準書 P5	2	2.8	2.8.1		資機材置き場および立坑範囲の利用	別紙2に新第1浄水場建設用地が示されていますが、この範囲以外に資機材を仮置きできる場所等を借りることは出来ますか？ また、新導水管の立坑範囲については、工事期間中（令和9年3月）であれば仮設構造物を設置しても問題ありませんか？	お貸しできる用地はありません。 立坑範囲の取り扱いについてはご理解のとおりです。
32	要求水準書 P6	第1章2	2.8	2.8.2	表4	中宮浄水場の立地条件	周辺道路に関し、使用条件はございますか。また、道路管理者をご教示願います。合わせて、新浄水場稼働後の車両搬出入に関するお考えをご教示願います。	周辺道路に関する使用条件とは、地域の協定等による使用条件でしょうか。この場合であれば、現段階で決まっている使用条件はありませんが、一部通学路がありますのでご配慮願います。 新第1浄水場建設用地の東側道路の管理者は枚方市です。 新浄水場稼働後の車両搬出入については、事業者の提案とします。
33	要求水準書 P6	2	2.9	2.9.1	表5	事業スケジュール	設計期間が1年間、工事期間が4年間（予定）となっておりますが、設計に関連する事前調査業務あるいは詳細設計を伴わない準備工事、仮設工事等については、設計期間中に開始することは可能でしょうか？ 準備工事を先に実施することで工事を効率よく進めることが出来ますし、ボーリング調査や地下埋設物調査を実施する場合も先に環境対策が必要と考えられます。	ご理解のとおりです。
34	要求水準書 P7	2	2.9	2.9.2	(2)	指針及び各種基準	「本事業に適用する本市の技術基準等は以下のとおりであり、その時点において最新版を適用する」と記載があります。また実施方針【別紙1(1)共通】リスク分担表では「規制、指導」は貴市がリスク負担者となっております。 入札日以降に、技術基準等が改正、施行された場合、それに起因して発生する追加費用は貴市負担と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

第1回 業務要求水準書の質問に対する回答書

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問内容	回答
35	要求水準書 P8	2	2.9	2.9.2	(3)	仕様書等	「本事業に適用する本市の仕様書等は以下のとおりであり、その時点において最新版を適用する」と記載があります。また実施方針【別紙1(1)共通】リスク分担表では「規制、指導」は貴市がリスク負担者となっております。 入札日以降に、仕様書等が改正、施行された場合、それに起因して発生する追加費用は貴市負担と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
36	要求水準書 P10	3	3.3		(2)	原水水質及び膜ろ過水質	膜ろ過水質として要求される水質は表7の膜ろ過水欄に示される4項目(アルミニウム及びその他化合物、マンガン及びその他化合物、pH値、濁度)と理解しております。また、同表に浄水目標値および別紙4に標準運用値が記載されており、この数値を確保するよう努力することと記載されております。これらの数値は高度処理後の浄水水質が該当すると考え、かつ、浄水目標値はあくまで努力数値であって要求水質ではないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、浄水目標値を達成するため、最大限の努力を求めます。
37	要求水準書 P10	3	3.3		(2)	原水水質及び膜ろ過水質	膜ろ過水質として要求される水質は表7の膜ろ過水欄に示される4項目(アルミニウム及びその他化合物、マンガン及びその他化合物、pH値、濁度)と理解しております。一方で高度処理を含めた浄水水質につきましては厚生労働省が定める水質基準を遵守するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、浄水目標値を達成するため、最大限の努力を求めます。
38	要求水準書 P11	3	3.3		(4)	構造物及び設備の耐用年数及び更新の考え方	「土木構造物及び人が常駐する建築構造物は鉄筋コンクリート造とする」とありますが、階段室の階段、薬液貯留施設、水槽の覆蓋等は人が常駐しない建築構造物との理解でよろしいでしょうか。	ご質問にある階段室の階段部分のみ又は屋外階段であれば、当該部分を鉄筋コンクリート造で造らなくとも、他の部分が鉄筋コンクリート造であれば、当該建物は鉄筋コンクリート造とみなします。また、薬液貯留施設については、人が常駐する建物と別棟であれば、人が常駐しない建築構造物とみなします。水槽の覆蓋は建築構造物ではないと理解しています。



第1回 業務要求水準書の質問に対する回答書

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問内容	回答
39	要求水準書 P13	2	2.1	2.1.1	①	地質調査	地質調査は追加で実施ることになっていますが、既往の土質データをどのように解釈するかによって、入札参加者の間で見積金額に差が出る可能性があります。金額に差が出たとしても、条件の設定はあくまでも入札参加者の判断でしょうか、それとも条件を揃えて見積もりを実施することになるのでしょうか？	調査業務は事業者の判断による提案とします。
40	要求水準書 P13	2	2.1	2.1.1	②	地下埋設物	地下埋設物：貸与資料により提案書及び入札書の作成を行うが、事前調査の結果、貸与資料との相違が判明した場合、相違に伴う工事費増額等について設計変更対象となりますか。	ご理解のとおりです。
41	要求水準書 P13	2	2.2			設計業務	発注者側が移動した際の新第1浄水場の入場者管理について、新第1浄水場の門は全閉として、守衛が入退場管理します。 また、守衛は平日日中のみ配置し、それ以外は中央監視員がインターホン等で対応するとの理解でよろしいでしょうか。	事業者の提案とします。
42	要求水準書 P14	2	2.2		表11	導水施設	導水管の材質に指定はありますか？ 別紙9 既設配管の平面図は開示されますか？接続位置図について詳細図を提示してください。配管同士の離隔距離、断面詳細図、継手位置により補強が発生する場合があります。試掘により異なる場合は設計変更対象となりますか？	要求水準書P19(5)場内配管設計に記載のとおりです。 詳細図はありません。 補強が必要な場合はご理解のとおりです。また変更対象となるかについては、試掘による差異の程度により協議とします。
43	要求水準書 P15	2	2.2		表11	設計概要 脱水施設	「ただし、給泥設備等の改良が必要となった場合」とは、事業者提案の中で改良が必要と判断した場合を指すものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

第1回 業務要求水準書の質問に対する回答書

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問内容	回答
44	要求水準書 15	2	2.2		(1)①	設計共通事項	「設計図書の作成にあたっては根拠を明確にすると共に水道事業実務必携に準じた内容とすること。」とありますが、金入り設計書は事業者側の応札額(設計変更が生じた場合は別途考慮)とし、事業者側の民生単価(事業者側が設定した単価であり、複数社見積りの金額ではございません)と積算方法により算出しても良いとの理解でよろしいでしょうか。(後日、設計用見積を数社から徴収することで単価の見直しが発生し、契約金額の増減が発生しないかどうかの確認です)	本項目は、事業者からの提案内容に基づいた金入り設計書(国庫補助申請や変更協議の際のベースとしての設計金額)を作成するものであり、この結果により契約金額を変更しようとするものではありません。 ※この金入り設計書の金額は、入札金額(契約金額)とは異なるものと理解しています。
45	要求水準書 P16	2	2.2		(2)④	導水施設設計	「実施方針の質疑回答40において「(新導水管に)将来接続可能な処置を提案してください」について、接続点に挿し口とバルブを設置する、接続点は事業者提案とするとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
46	要求水準書 P16	2	2.2		(2)⑤	導水施設設計	「大阪広域水道企業団が所有している導水管の調圧水槽からの越流水を…越流管を排水池に接続できるよう必要となる措置を講じておくこと。」とありますが、新設の排水池側で越流管を接続できる接続口を設けるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
47	要求水準書 P17	2	2.2		(3)①タ	浄水施設設計	槽内水槽で塩素雰囲気下の場合は、棟内の換気設備によって棟外へ排出するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、周辺機器への影響に配慮した設置箇所・数量・能力としてください。
48	要求水準書 P19	2	2.2		(4)⑤ク	監視制御設備	発注者の事務所内監視制御設備を1式設置し、既設も含めた監視を行なえるようにすることと記載されていますが、既設中央監視室にある監視装置を発注者の事務所に移設するとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問は、発注者の事務所内に設置する監視制御設備を新設に限らず、既設中央監視室からの移設でも良いかどうかの確認と理解します。 この理解であれば、事業者が行う運転管理業務に支障がなければ、新設・移設は問いません。
49	要求水準書 P21	2	2.2		(7)①	排水処理施設設計	「物理洗浄排水については新第1浄水場で処理すること」とあるが、物理洗浄排水に含まれる汚泥は既設排水処理設備(脱水機)にて処理するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

第1回 業務要求水準書の質問に対する回答書

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問内容	回答
50	要求水準書 P22	2	2.2		(8)④エ	駐車スペース	「駐車スペースとして最低限薬品搬入車両、作業用車両、従業員用のスペースを考慮すること」とあります。この駐車スペースは運転維持管理業務に必要なスペースに該当するものと思われますが、場合によっては必要となる駐車スペース(貴市職員用、見学者用)の確保は事業者提案ということによろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
51	要求水準書 P22	2	2.2		(8)⑤	雨水等排水	雨水貯留槽(1,100m <sup>3</sup> 以上)の容量決定根拠資料をご提示いただけますでしょうか。(オリフィスの大きさ、オリフィスの位置、排水量、雨水貯留槽の平面積、水深等)	本市ホームページ(下水道管理課)をご参照ください。
52	要求水準書 P22	2	2.2		(8)⑦	見学対応	現在の見学者ルートを提示願います。	現在の見学ルートは 管理棟4階(内容説明)→管理棟2階中央操作室→ 管理棟1階水質試験室→既設第2浄水場沈殿池→ ろ過池→排水処理棟(ケーキヤード)→管理棟1階模 型→管理棟4階(解散)です。
53	要求水準書 P23	2	2.6			中宮浄水場等の設備 台帳システムの構築	「業務期間中の維持管理やデータの更新業務に含むものとする。」とありますが、運転維持管理業務委託のサービス対価の変動費のうち、保守点検費に含むとの理解でよろしいでしょうか。	設備台帳システムの維持管理やデータの更新業務は、附属資料(7)浄水施設運転維持管理業務等委託契約書(案)P33【別紙5】サービス対価の構成の表中、「固定費」・「運転費」のうち、「その他技術業務」に含みます。
54	要求水準書 P23	2	2.6			中宮浄水場等設備台 帳システムの構築	「業務期間中の維持管理やデータの更新業務も含むものとする」とありますが、貴市が発注した工事等の入力も行う場合、すべてのデータは電子化されているとの理解でよろしいでしょうか。また、物量を把握したく、おおよそ年間何件が対象となりそうでしょうか。	業務期間中において本市が発注する工事等のデータは、すべて電子化します。 また、年間件数は概ね20件程度です。
55	要求水準書 P24	2	2.7	2.7.2	(1)	地元協定・工事の制限	地元の理解と協力を得て円滑な進捗を測ることとありますが、現場の稼働日(土日祝日)、稼働時間等について制限、地元との協定等がありますか？	地元との協定等はありません。地元説明会にて提示し確認していきます。

第1回 業務要求水準書の質問に対する回答書

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問内容	回答
56	要求水準書 P25	2	2.7	2.7.2	(6)②	試運転に必要な水	池洗浄、配管洗浄を行う場合、浄水で行うべきところでは、必要な水は原水ではなく浄水で支給されるという理解でよろしいでしょうか。その場合、浄水支給の接続点はどこと理解して事業費に組み込めばよいでしょうか。	池、配管の用途により支給する水は変更します。接続点については、事業者からの提案を基に既設施設の運用に支障のない箇所・水量を協議により決定とします。
57	要求水準書 P29	3	3.1	3.1.1	表14	本業務の範囲	表14運転維持管理業務範囲(本市と事業者の業務所掌)にて、中宮浄水場守衛業務の業務範囲として、既設施設及び新第1浄水場が指定されておりますが、入退場者や車両の管理をするための守衛室を新第1浄水場側に新たに設ける必要はなく、既設施設にある守衛室を活用するものとの理解でよろしいでしょうか。	既設の守衛室の活用も可とした上で、事業者の提案とします。
58	要求水準書 P29	3	3.1	3.1.1	表14	運転維持管理業務範囲	表14 運転維持管理業務範囲の中で、中宮浄水場守衛業務は、既設施設、新第1浄水場の双方に○がついておりますが、それぞれの守衛業務を行う警備員が必要ということでしょうか。新浄水場は既存浄水場に併設であり、1名で兼務できると考えておりますが、そのような理解でよろしいでしょうか。	事業者の提案とします。
59	要求水準書 P31	3	3.6		(1)	本業務の内容	既設施設の薬品類の調達から管理まで行う、とは発注仕様書P2-10⑭水道用薬品＝水質計器等に使用する薬品であり、⑫にある薬品等の受入業務にあたる薬品の調達は含まないとの理解でよろしいでしょうか。	発注仕様書P2-10⑭水道用薬品は、ご理解のとおり別表3-4-2(2)の表中「薬品」に該当する水質計器等に使用する薬品が対象です。また、「⑫薬品等の受入業務」のうち、既設施設の薬品の受入業務についてはご理解のとおり、調達は本市で行いますが、薬品管理は事業者が行う必要があります。
60	要求水準書 P34	3	3.17			修繕補修業務	「性能低下等に至った場合に行う突発修繕に関する業務である。」とありますが、性能低下等に至った場合の判定基準は事業者の所見によるであるとの理解でよろしいでしょうか。	新第1浄水場については、ご理解のとおりです。

第1回 発注仕様書の質問に対する回答書

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問内容	回答
61	発注仕様書 P2-4	第2部				特記仕様書(運転管理業務)	特記仕様書(運転管理業務)の対象範囲は、R9およびR15で停止する設備に関しては停止後点検項目は対象外になるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
62	発注仕様書 P3-1	第3部				特記仕様書(定期点検業務)	特記仕様書(定期点検業務)の対象範囲は、R9およびR15で停止する設備に関しては停止後の点検対象外との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
63	発注仕様書 P3-7	第3部	第2章	【7】	1.(1)	機械警備	既存電話回線とは一般公衆回線のことだと理解しますが、インターネット回線による監視も認められますでしょうか。	可能としますが、費用は事業者負担とします。
64	発注仕様書 P3-7	第3部	第2章	【7】	1.(1)	機械警備	事業開始時には、仕様書通り、既存センサーを利用いたしますが、警備システムは、日々進化していくことが予想され、事業期間中にセンサーの種類、設置個所等提案させていただくことは可能でしょうか。	可能としますが、費用は事業者負担とします。
65	発注仕様書 P3-7.3-8	第3部	第2章	【7】		機械警備業務	既存センサーも点検が必要な場合は、設置されているセンサーの台数を示していただけますでしょうか。	赤外線センサー:199セット 人感センサー:27個 ドアスイッチ:25個
66	発注仕様書 P3-8	第3部	第2章	【7】	2	機器の点検	既存センサーが故障するなどの不具合等により警備継続できない場合は、枚方市と既存センサー業者の保守契約が結ばれており、手配いただけると考えてよろしいでしょうか。	修繕補修業務にて行います。

第1回 発注仕様書の質問に対する回答書

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問内容	回答
67	発注仕様書 P3-8	第3部	第2章	【7】	2	機器の点検	毎月1回の点検となっております。当社では遠隔で常時警報機器の監視をしており、機器故障や破壊、通信異常、電源供給状況監視が可能となっておりますので、毎月の点検は過多と考えますが、点検頻度を協議させてもらうことは可能でしょうか。	発注仕様書のとおりとします。
68	発注仕様書 P3-8	第3部	第2章	【7】	3.(3).①	受注者の負担	『警備実施中』の看板を警備会社のステッカー(機械警備実施を示すもの)で代用してもよろしいでしょうか。	代用を可としますが、表示の内容や大きさにご配慮願います。
69	発注仕様書 P3-9	第3部	第2章	【8】	1.(2)	侵入警報等の異常警報に関して	第2浄水場の休止後、守衛が休日・夜間不在になるとすると、中央操作室に警戒、解除ができる機器を追加及び施工を事業費用内で見込むということでしょうか。	ご理解のとおりです。

第1回 落札者決定基準の質問に対する回答書

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問内容	回答
70	落札者決定 基準 P6	別紙1	3	3-3		水質管理	引渡し水質レベルとは、要求水準書P.10表7にある膜ろ過水質との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

第1回 提出書類作成要領及び様式集の質問に対する回答書

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問内容	回答
71	様式集 P4	2	2.5			書式等	各様式の枠について、表形式で作成されており提案書作成の際に修正が多く発生する恐れがありますので、枠の形式は応募者の任意で変更可能とすることをお認めいただけますでしょうか。	形式(表形式・図形式)や枠の大きさなどの変更は可としますが、表の形状や項目を変更することは不可とします。
72	様式集 P5	2	2.6			編集方法	「提出書類の1項目が複数頁にわたるときは、右下に番号を振ること」とありますが、番号の表現方法は任意(例:様式 I-1-1、様式 I-1-2、...)との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
73	様式集 P85	様式Ⅲ- 9-4				長期収支計画	金額の単位は千円未満を切り捨てて記入との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。



第1回 基本契約書(案)の質問に対する回答書

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問内容	回答
74	基本契約書 (案) P5	第10条	第3項	(10)		運転維持管理業務に係る共同企業体又は特別目的会社の設立	「SPCが債務超過または資金繰りの困難に直面した場合、受注者は連帯してSPCへの追加出資や劣後融資に応じること」とあります。一方、SPC設立の場合はこれら非常事態への各株主の対応については、別途締結する株主間協定において定める予定です。当条文における「連帯して」とは、同協定に基づき受注者(株主)が合理的に対応することを意味し、例えば、「株主全員が出資比率に応じて追加出資する」などの具体的対応を求めるものではないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、各株主の対応については、本事業の継続にあたり最大限の努力を求めます。
75	基本契約書 (案) 15	【別紙 5(1) 共通、設計・工事】リスク分担表				契約締結リスク	議会承認が得られず、契約を締結できないリスクは、貴市の帰責事由に該当し、貴市の負担となるということでしょうか。	ご理解のとおりです。
76	基本契約書 (案) P15	【別紙 5(1) 共通、設計・工事】リスク分担表				共通 社会 第三者賠償リスク	「実施方針等に関する質疑・回答 番号12」にて、近隣住民から施設の改修工事等に関する問い合わせがあるとのことですが、問い合わせについて具体的な内容をご教示願います。	過去に工事の騒音・振動等に対する問い合わせがありました。
77	基本契約書 (案) P16	【別紙 5(1) 共通、設計・工事】リスク分担表				共通 不可抗力	実施方針89質問にて「不可抗力には、新型コロナウイルスなどの公衆衛生に関わる緊急事態も含まれる」とのことですが、これにより、工事の中断・工期延期などが発生した際には、官民双方の責めに帰すことの出来ない事由として、別途、協議できるものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

第1回 設計及び建設工事請負契約書(案)質問に対する回答書

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問内容	回答
78	工事請負契約書(案) P5	第10条	第1項			現場代理人及び主任技術者等	主任(監理)技術者の分割配置(機器製作期間と現場施工期間で変更)はお認めいただけますでしょうか。	認めます。 国土交通省の監理技術者運用制度マニュアルに基づき、機器製作期間と現場施工期間での変更は可能です。
79	工事請負契約書(案) P10	第18条	第1項	(1)			同じ質問回答が第1回、第2回と複数回あった場合、最後の回答が優先されるという理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
80	工事請負契約書(案) P12	第25条	第1項			賃金水準又は物価水準の変動	「賃金水準又は物価水準の変動により契約金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して契約金額の変更を請求することができる」との記載があります。建設工事費デフレータ等、具体的にどの指数を用いて賃金水準又は物価水準の変動を規定される予定でしょうか。	基本的には、公共工事設計労務単価及び刊行物単価等の変動を基に、本業務全体での変動の程度を確認する考えです。
81	工事請負契約書(案) P18	第38条	第1項			部分引渡し	「工事目的物について、発注者が発注図書において工事の完成に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分」とありますが、発注図書においてこれに該当する記載はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
82	工事請負契約書(案) P22	第48条	第1項			談合その他不正行為による発注者の解除権(排除措置命令、課徴金納付命令、刑の確定、談合等)	「この契約に関し」とありますが、第48条に規定の発注者の解除権は、別件により同様の事象があった場合には発動されない、という理解で宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。

第1回 浄水施設運転維持管理業務等委託契約書(案)質問に対する回答書

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問内容	回答
83	委託契約書 (案) P4	第9条	第1項			規定の適用関係	<p>適用関係の優先順位が定められておりますが、基本契約書(案)や設計・建設工事請負契約書(案)では、優先順位が定められておりません。各契約書(案)についても適用関係をお示しいただけますでしょうか。</p> <p>具体的な適用関係の優先順位として 第一優先:[質問回答書(実施方針時の質疑回答書含む)] 第二優先:各契約書案[基本契約書(案)、運転維持管理業務等委託契約書(案)、設計・建設工事請負契約書(案)] 第三優先:[落札者決定基準、要求水準書、入札説明書、実施方針]とお示しいただけますでしょうか。</p>	<p>適用関係の優先順位は以下を基本とします。</p> <p>①業務要求水準を上回る業務提案 ②質疑回答書 ③契約書案 ④要求水準書</p>
84	委託契約書 (案) P4	第10条	第2項			契約の保証	<p>「履行保証保険契約の保険金額は、契約金額の100分の5以上としなければならない」とありますが、事業期間(21年間)一括で付保する保険が存在しません。単年度毎に、当該年度の100分の5以上の履行保証証券の写しを提出するとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>単年度毎でも可としますが、保険期間の満了日から起算して7日前までに、新たな保険に加入することとします。なお、その後の残余期間についても同様とします。</p>
85	委託契約書 (案) P9	第27条	第1項			水質異常に対する処置	<p>「浄水場の浄水水質が要求水準書等に定める水準を満たさないときは・・・」と記載がありますが、性能発注で求められている水質基準は、膜ろ過水出口のため、「浄水場の膜ろ過水水質が要求水準等に・・・」との理解でよろしいですか。ただし、新第1浄水場以外の既施設に瑕疵があった場合は受注者側の責ではないとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>前段は水道法に定められている水質基準を満足させる必要があるため、原文のとおりとします。後段はご理解のとおりです。</p>

第1回 浄水施設運転維持管理業務等委託契約書(案)質問に対する回答書

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問内容	回答
86	委託契約書 (案) P12	第36条	第2項			セルフモニタリング	モニタリング実行責任者について、事業責任者、業務責任者、(主任技術者)、現場責任者のいずれかとの兼務について、お認めいただけますでしょうか。	認めます。
87	委託契約書 (案) P13	第38条	第1項			修繕工事及び定期更新工事	「対象施設の故障又は修繕若しくは定期更新を行う必要が生じたときは、速やかに発注者に報告の上その対応を協議する」とありますが、新第1浄水場以外の既設施設の定期更新業務は範囲外との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
88	委託契約書 (案) P15	第44条	第1項			不可抗力による損害	第1項で列挙されている事象は例示であって、その他に放射能による汚染なども含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
89	委託契約書 (案) P15	第44条	第4項			不可抗力による損害	設計・建設工事請負契約書(案)第29条 不可抗力による損害 第6項に、「【当該損害の額】とあるのは【損害額の累計額】」や【「契約金額の100分の1を超える額」とあるのは「契約金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額】】のように、用語の定義を示していただいておりますが本条項でもお示しいただけますでしょうか。  具体的には、「【追加費用】とあるのは、「追加費用の年間累計額】」や【「サービス対価の100分の1を超える額」とあるのは「年間サービス対価の100分の1を超える額から年度内に既に負担した額を差し引いた額】(年間累計)】と記載いただけますでしょうか。	下記の通り文言を修正いたします。 「発注者は、かかる不可抗力により追加費用が発生した場合、追加費用の額に対して100分の1を超える額を負担しなければならない。ただし、各年度に発生した追加費用の100分の1の額が各年間サービス対価の100分の1の額を超える場合は、年間サービス対価の100分の1の額を上限とする。ここで年間サービス対価とは運転維持管理業務等委託契約における合計金額を21年間で除した額とする。」 修正後の委託契約書(案)をホームページに掲載します。
90	委託契約書 (案) P36	別紙6	2	(1)		改善要求措置	「レベル5 水道法に定められた水質基準を達成できない場合」とありますが、この状態は膜ろ過処理水質を達成できず、さらに水質基準を達成できない状態のことを指しているとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問の内容であれば、レベル4とレベル5の両方に該当すると考えられます。 膜ろ過水質を達成できていた、かつ、既設施設に瑕疵がないにも拘らず、ヒューマンエラー等により水道法に定められている水質基準を達成できない場合はレベル5に相当します。

第1回 浄水施設運転維持管理業務等委託契約書(案)質問に対する回答書

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問内容	回答
91	委託契約書 (案) P37	別紙6	2	(6)	ウ	改善要求措置	「業務要求水準書に示す膜ろ過水質要求水準値を達成できない場合が9ヶ月以上発生したとき」とありますが、連続9ヶ月間との理解でよろしいでしょうか。また、原水水質が満足されない又は不可抗力の場合は適用外との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
92	委託契約書 (案) P37	別紙6	2	(6)(7)		改善要求措置	「(6)本件業務の実施を担う者の変更」「(7)契約解除」に示されている条件に抵触する原因が、不可抗力によるもの場合は、受注者の変更や契約解除は適用されないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
93	委託契約書 (案) P38	別紙6	3	(2)		サービス対価の減額等	レベル4, 5の「是正までの時間」「発生時点からの日数」に関してですが、違反行為の発生から是正までに1日以上が経過した場合、1時間当たり0.1ポイント(レベル4)又は0.5ポイント(レベル5)に加えて、1日あたり0.5ポイント(レベル4)又は2.5ポイント(レベル5)の減点(?)ポイントが計上され、時間ごと、日ごとの限定ポイントが重ねて計上されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 その違反の事象が解消されるまで累積計上します。
94	委託契約書 (案) P39	別紙6	3	(3)		サービス対価の減額等	減額の「0.1%」というのは、毎月のサービス対価に0.1%が掛かる金額との理解でよろしいでしょうか。	各確認対象期間において認定した違反レベル及び違反期間に対する累計減額ポイントから算出した減額率(1ポイント当たり0.1%)を、当該月額固定サービス対価に乗じた額を当該月額固定サービス対価から減額します。
95	委託契約書 (案) P42	別紙8	1			物価の変動及び賃金変動などに基づくサービス対価の改定	別紙8は国土交通省の「公共工事標準請負契約約款」第25条の全体スライドを適用していると考えられますが、契約書の表書きには、月額固定サービス対価と月額変動サービス対価を記載することになっています。国土交通省の全体スライドの考え方は契約変更額を求めることは理解しますが、月額固定サービス対価と月額変動サービス対価を変更する計算事例について、ご教示願います。	月額固定サービス対価、月額変動サービス対価、臨時変動サービス対価のそれぞれの対価について、提案時の比率に応じた全体スライド額を算出し、サービス対価の合計額が変動前残契約金額と変動後残契約金額の差額が1000分の15を超える額について設計変更の対象とします。 変更後の契約金額の内訳は、それぞれのサービス対価ごとに算出した金額を基に変更契約金額を割り振ります。

第1回 浄水施設運転維持管理業務等委託契約書(案)質問に対する回答書

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問内容	回答
96	委託契約書 (案) P42	別紙8	1	(1)		物価の変動及び賃金 変動などに基づくサー ビス対価の改定	「履行期間内で契約締結の日から12月を経過した後 (中略)契約金額の変更を請求できる。」とありますが、 本契約書の締結は2022年3月までに行われ、履 行期間は2027年4月から開始のため、2027年度に物 価改定の請求が可能との理解でよろしいでしょうか。 事業契約から履行期間まで5年間経過するため、物 価変動が生じることが懸念されますので、2027年度 に物価改定の請求が可能であることをお認めいただ けますでしょうか。	令和7年(2025年)4月より請求を可能とします。
97	委託契約書 (案) P42	別紙8	1	(3)		物価の変動及び賃金 変動などに基づくサー ビス対価の改定	「下表に記載する物価指数を基礎として」とありますが、 当該請求直前年度の指数を用いるものとの理解 でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。